# 株式会社光陽 旅行事業部 光陽トラベル

# ◇手配旅行 取引条件書◇

12条の4による旅行条件説明書面

この書面は、旅行契約が成立した場合の契約書面の一部となります。

お申込みの際には必ず「取引条件書」をご確認の上お申込み下さい。

毎度当社をご利用いただきありがとうございます。

当社では、お客様の依頼により手配を行う場合はこの「取引条件書」に記載された条件によってお引き受けいたします。また、この「取引条件書」に記載のない事項については旅行業約款手配旅行の部によります。

# 1. 手配旅行契約

「手配旅行契約」とは、当社が旅行者の委託により、旅行者のために代理、媒介又は取次をすること等により旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。

#### 2. 旅行代金

旅行代金とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の旅行業務取扱料金(変更手続料金及び取消手続料金を除きます)をいいます。

### 3. 旅行業務取扱料金

旅行総額の20%以内

# 4. 契約の申込み

契約を申し込もうとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社所定の申込金を当社に提出して頂きます。但し、契約成立の特則により、申込み金を受理することなく契約をお引き受けする場合があります。

#### 5. 契約成立の時期

- (1) 当社が契約の締結を承諾し、第2項の申込み金を受理した時に成立します。
- (2) 但し、契約成立の特則により、申込み金の支払を受けることなく、契約をお引き受けする場合があります。契約の成立時期は契約書面により明らかにします。

# 6. 契約内容の変更

- (1) 旅行者は契約内容の変更について求めることが出来ます。この場合、当社は可能な限り旅行者の求めに応じます。但し、当社営業時間内に連絡を受けた場合に限ります。当社営業時間、平日9:00~18:00、土曜日9:00~13:00、(年末年始は除きます)。
- (2) 前項の変更をする場合、運送・宿泊機関等に支払う取消料、違約料その他の旅行サービス提供機関に支払う費用以外に、当社に対して、当社所定の旅行業務取扱料金及び変更手続料金を支払わなければなりません。
- (3) 変更手続料金

変更に係る変更前の旅行費用の10%以内

# 7. 契約内容の解除

- (1) 旅行者はいつでも手配旅行契約の一部又は全部を解除することが出来ます。但し、当社営業時間内に連絡を受けた場合に限ります。当社営業時間、平日9:00~18:00、土曜日9:00~13:00、(年末年始は除きます)。
- (2)(1)の解除をする場合、旅行者がいまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の旅行サービス提供機関に支払う費用以外に、当社に対して、当社所定の旅行業務取扱料金及び取消手続料金を支払わなければなりません。
- (3) 取消手続料金

取消に係る取消前の旅行費用の10%以内

(4)貸切観光バスの取消料(一例)

配車日の14日前~8日前まで:料金の20%

配車日の7日前~配車日時の24時間前まで:料金の30%

配車日時の24時間前より出庫まで:料金の50%

出庫以降:料金の100% (5)旅館の取消料(一例)

	( = 7 / Albert : ( ) - 11 ( )   V   A/												
取消日	取消料金												
予約人数	宿泊日	前日	2日前	3日前	4日前	5日前	6 目前	7日前	8日前	14 日前	15 目前	30 目前	
1~14名	50% 20%												
15~30名	50% 20%												

# 8. 旅行代金

旅行者は、旅行開始日の10日前までに旅行代金を支払って頂きます。尚、10日前以降に旅行契約が成立した場合は、旅行前日までに旅行代金を支払って頂きます。

株式会社光陽 旅行事業部

# 光陽トラベル

大阪府知事登録旅行業3-3133号

\(\pi \) 5 4 7 - 0 0 3 4

大阪市平野区背戸口4-5-22

TEL: 06-6718-6659FAX: 06-6704-2497